

(3) 国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分

国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.799716821$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A：次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月22日を含むものに限る。以下「緊急事態措置実施都道府県」という。）	1.4
令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置若しくは協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施することとなった都道府県又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村の属する都道府県（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き ア」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.810629453$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率のうちいずれか高い率

市 町 村 区 分	率
緊急事態措置実施都道府県の区域内の市町村	1.2

令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※ 保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施することとなった都道府県の区域内の市町村、都道府県が実施することとなった協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村」という。）については、「4即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き イ」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成28年1月1日現在の年少者住民基本台帳登録人口とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登録人口とする。

C：(1.18－財政力指数) × 0.8 + 0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,600 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの

100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端

数を四捨五入する。)を全国人口に占める高齢者人口の割合(0.263)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
人口密度が107未満の市町村	1.2
人口密度が107以上341未満の市町村	人口密度 \times -0.00085+1.29145
人口密度が341以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和2年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E：(1.20-財政力指数) \times 0.8+0.2

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α ：別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(4) 国の令和3年度一般会計補正予算分

国の令和3年度一般会計補正予算に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。以下(4)②アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下(4)、「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

$$\alpha : 19.727264729$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県	1.4
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 厚生労働省が令和3年12月7日に公表した保健・医療提供体制確保計画における既存病床数に占めるピーク時の病床数の割合が6.9%以上の都道府県については0.1を上記の率に加える。

B： $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成30年度、令和元年度及び令和2年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（4）及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

β ：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県

の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,050 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口から令和2年9月30日現在における住民基本台帳登録人口を控除した数を令和2年9月30日現在における住民基本台帳登録人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下（4）②イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該市町村の人口

b：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定

に用いた令和2年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

c : 令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成27年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

α : 19.733808966

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県の区域内の市町村	1.2
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については0.4を、地域保健法施行令第1条第3号に掲げる市及び特別区については0.2を、それぞれ上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90

同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

B : 年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和 3 年 12 月 24 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 3 年 1 月 1 日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち 15 歳未満の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「〔3〕 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

高齢者人口割合：令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 3 年 1 月 1 日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち 65 歳以上の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「〔3〕 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

C : $(1.15 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

C が 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

C : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
人口密度（当該市町村の人口を面積（平方キロメートル）で除して得た数（小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（4）において同じ。）が85未満の市町村	1.2
人口密度が85以上339未満の市町村	人口密度×-0.00079+1.26693
人口密度が339以上の市町村	1.0

D : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和3年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E : $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の算定額とする。

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× β ×D+人口×E×F)×A×G×H」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F)×A×G」と読み替えるものとする。

算式

$1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$

※ $1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$ 及び $1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和4年1月1日から3月31日までの期間において、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県	1.1
その他の都道府県	1.0

B：年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和3年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が2,705千円未満の都道府県	1.2
一人当たり県民所得が2,705千円以上2,958千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得/ 1,000 \times —

	0.00079+
	3.33682
一人当たり県民所得が 2,958 千円以上の都道府県	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.652335659

D : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成 28 年 6 月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.99818 以上の都道府県	1.2
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99818 未満の都道府県	中小企業割合×155.039 －153.557
中小企業割合が 0.99689 未満の都道府県	1.0

E : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58

6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

F：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第 11 条第 1 項第 1 号（一）（2）に規定する第一次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）を国勢調査令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第二次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）及び第三次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第三次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）（福島県については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合（同令によって調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.070 以上の都	1.2

道府県	
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.070 未満の 都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.33513 +0.75927
第一次産業就業者数割合が 0.038 未満の都道府県	1.0

G : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合（ワクチン接種記録システム（VRS）に令和4年4月24日までに登録された新型コロナワクチンの3回目接種数を令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同年1月1日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）が0.70以上の都道府県	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の都道府県	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の都道府県	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の都道府県	1.0

H : $(1.07 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Hが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数: 地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和元年度、令和2年度及び令和3年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下〔3〕において同じ。

γ : 別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあつては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F×G）×A×H×I」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F×G）×A×H」と読み替えるものとする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$$

※1,100円×人口×A×B×C×α及び1,150円×(事業所数×β×D+人口×E×F×G)×A×H×I×γに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であつて、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年9月30日現在における住民基本台帳登録人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登録人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下〔3〕イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a : 国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口
- b : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口
- c : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

B : 年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
一人当たり地方税収（平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04 表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）52 表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算し	1.4

た数とする。)を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計額を3で除して得た数(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]イにおいて同じ。)が105,471円未満の市町村	
一人当たり地方税収が105,471円以上249,770円未満の市町村	一人当たり 地方税収/ 1,000× - 0.00278+ 1.69321
一人当たり地方税収が249,770円以上の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.500252532

D : 次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市 町 村 区 分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該市町村の中小企業数(民営及び非一次産業に限る。)を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]において同じ。)が0.99879以上の市町村	1.2
中小企業割合が0.99689以上0.99879未満の市町村	中小企業割合×105.263 -103.936
中小企業割合が0.99689未満の市町村	1.0

E : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得

た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

F：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合（岩手県宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町並びに福島県いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕イにおいて同じ。）が 0.098 以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.098 未満の市町村	第一次産業 就業者数割

	合×3.33333 +0.87333
第一次産業就業者数割合が0.038未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和4年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.70以上の市町村	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の市町村	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の市町村	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の市町村	1.0

I：(1.19－財政力指数)×0.8+0.2

Iが0.2を下回る場合には、0.2とする。

γ：別に定める乗率

市町村分の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。